



令和8年度学校基本調査

調査票様式集

高等教育機関



文部科学省

— 目 次 —

令和8年度調査変更点	1
(様式第7号) 学校調査票 学生教職員等状況票 (表面)	2
〃 〃 (裏面)	3
(様式第8号) 学校調査票 学部学生内訳票 (表面)	4
〃 〃 (裏面)	5
(様式第9号) 学校調査票 大学院学生内訳票 (表面)	6
〃 〃 (裏面)	7
(様式第10号) 学校調査票 本科学生内訳票 (表面)	8
〃 〃 (裏面)	9
(様式第11号) 学校調査票 外国人学生調査票 (表面)	10
〃 〃 (裏面)	11
(様式第12号) 学校調査票 大学通信教育調査票 (表面)	12
〃 〃 (裏面)	13
(様式第13号) 学校調査票 (高等専門学校) (表面)	14
〃 〃 (裏面)	15
(様式第30号) 卒業後の状況調査票 (2-1) (表面)	16
〃 (裏面)	17
卒業後の状況調査票 (2-2) (表面)	18
〃 (裏面)	19
(様式第20号) 学校施設調査票 (大学 短期大学 高等専門学校) (表面)	20
〃 (裏面)	21
(様式第22号) 学校経費調査票A (表面)	22
〃 (裏面)	23
学校経費調査票B (表面)	24
〃 (裏面)	25

令和8年度調査変更点

変更なし

学生教職員等状況票

調査票の取扱い

この調査票は、大学、短期大学ごとに別票とし、それぞれ2部ずつ作成する。そのうち、1部は当該学校の控えとし、他の1部は、次の関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ、6月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

- 1 **学部のみを有する大学**……この調査票と「学部学生内訳票」・「外国人学生調査票」・「卒業後の状況調査票（2-1）」・「卒業後の状況調査票（2-2）」
- 2 **学部と大学院を有する大学**……この調査票と「学部学生内訳票」・「大学院学生内訳票」・「外国人学生調査票」・「卒業後の状況調査票（2-1）」・「卒業後の状況調査票（2-2）」
- 3 **短期大学**……この調査票と「本科学生内訳票」・「外国人学生調査票」・「卒業後の状況調査票（2-1）」・「卒業後の状況調査票（2-2）」
- 4 **通信教育部を有する大学・短期大学**……上記調査票の他に「大学通信教育調査票」

回答上の注意

- 1 **学校（本部）の所在地** 大学・短期大学本部（事務局）の所在地を回答する。学校（本部）の所在地と法人本部の所在地が異なる場合は、学校（本部）の所在地を回答する。
- 3 **学生数** 外国人学生及び休学者は含めるが、現職教育及び教育職員免許法関係の講習生と通信教育部の学生は除外する。
大学院 修士課程欄には、修士課程及び博士前期課程（一貫制課程の1・2年次の課程を含む。）の学生数を回答する。博士課程欄には、博士後期課程（一貫制課程の3・4・5年次の課程を含む。）及び医歯学、薬学、獣医学関係の4年一貫制課程の学生数を回答する。専門職学位課程欄には、専門職学位課程の学生数を回答する。
専攻科、別科 専攻科、別科を設置する大学、短期大学のみが回答する。
科目等履修生・聴講生 科目等履修生、聴講生、選科生及び研究生の数を、当該学生となったときの学歴により、「学部卒以上」（大学の学部・大学院を卒業）、「左記以外」（その他）とに分けて回答する。

【学部・本科のうち学士（専門職）課程・短期大学士（専門職）課程（再掲）】

この欄は、「学部・本科」に回答された者のうち、学士（専門職）課程・短期大学士（専門職）課程の学生数を回答する。

- 4 **教員数（本務者）** 学部（大学）・学科（短期大学）所属の教員及び教養部（一般教育）、大学院、附属病院、附置研究所、附属教育研究施設、学内措置施設・組織に勤務する教員数を、学部（大学）・学科（短期大学）、教養部（一般教育）、大学院、附属病院、附置研究所、その他の所属に分けて漏れなく回答する。なお、外国留学中及びサバティカル期間中の者並びに休職者は含めて回答するが、名譽教授、通信教育部専任の教員は除外する。また、外国人教員の回答については、辞令面によりそれぞれの欄に回答する。ただし、公立大学（公立大学法人の設置する大学を除く）において雇用契約による外国人教員は、「講師」欄に含めて回答する。
学長、副学長 学長、副学長は職名別の学長欄、副学長欄、計欄にのみ回答する。なお、学長、副学長が教授を兼ねている場合は、以下の学部（学科）、大学院、附属病院、附置研究所、その他欄には回答しないこと。

教養部（一般教育） 各学部（大学）及び各学科（短期大学）に所属しないで、一般教育科目等（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、又は基礎教育科目）を担当している教員数を回答する。一般教育科目等の担当教員であっても学部（大学）、学科（短期大学）に所属している教員は各学部、学科に含めて回答する。

大学院 学部に所属しないで、大学院を本務として発令されている教員数を回答する。

附属病院 附属病院を本務として発令されている教員数を回答する。

附置研究所 附置研究所を本務として発令されている教員数を回答する。

その他 上記のいずれにも所属しない教員数を回答する。

【上記本務教員のうち（再掲）】

大学院担当者 大学院を有する大学の教員（本務者）のうち、大学院担当の発令がある者（大学院を本務とする者を含む。）の数を回答する。

外国人教員（本務者）のうち外国人教員の数を辞令面によりそれぞれの欄に回答する。なお、公立大学（公立大学法人の設置する大学を除く。）のうち雇用契約による外国人教員は「講師」欄に含めて回答する。

- 5 **教員数（兼務者）** 教員として勤務している者のうち、本務者以外の者を兼務者とし、その数を区分に従って回答する。

非常勤講師として発令されている者は兼務者とする。

教員以外からの兼務教員（学校教育法第1条の学校の教員を指す。）を本務としない者で、当該大学又は短期大学の兼務の教員として勤務する者を回答する。例えば、当該大学の事務職員や、会社を本務とする者が講師を兼ねている場合は、この欄に回答する。

本務・兼務の区別は 原則として辞令面による。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとする。辞令面で区別できない場合は、俸給（給料又はこれに相当するものを含む。）を支給されている方を本務とし、それ以外は兼務とする。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。また、俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時間の多い方を本務とする。学内で昼間部と夜間部の両方又は2以上の学部・学科に勤務する者は、いずれか一方を本務とし、他は兼務としない。同一学校法人の大学と短期大学との両方に勤務する者は、学校種別が異なるのでいずれか一方を本務とし、他を兼務とする。

- 6 **職員数** 本務者及び兼務者の定義は教員の場合に準じ、区分は職務内容により分類する。休職者も含めて回答する。なお、臨時職員、国立大学法人・公立大学法人・学校法人の事務専属の者及び通信教育部専任の職員を含まない。

兼務者 当該大学又は短期大学の本務教員で事務職員を兼ねている者及び設置者（地方公共団体、公立大学法人、学校法人、株式会社）の本務職員で、当該大学又は短期大学の職員を兼ねている者等の数を回答する。

事務系 庶務、会計、人事等の事務に従事している者をいい、例えば、学部、研究科、研究室に勤務していても事務に従事している者は、この欄に回答する。図書職員で司書職務に従事している者も含める。

技術技能系 技術、技能に関する職務に従事している者（機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で建築技術者、電気技術者、自動車運転手、工具等）の数を回答する。

医療系 学生の健康管理の業務に従事している医師（教員は除く。）、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、栄養士並びに附属病院、学生診療所及び保健管理センターに勤務する前記の職務に従事する者及びびマッサージ、はり、あん摩、診療放射線技術師、歯科衛生士、歯科技工士等の数を回答する。

教務系 学生の実験、実習、実技若しくは演習の指導をしている者で、教員でない者の数を回答する。したがって、実際の職務内容は、助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の数を回答する。なお、教務課などで事務に従事している者は、「事務系」欄に回答する。

その他 前記以外の者で、守衛、巡視、用務員、労務作業員、調理師等の業務に従事している者の数を回答する。

【医療系のうち（再掲）】

看護師 この欄は、「医療系」に回答された者のうち、看護師又は准看護師の免許を有し、かつ、看護師としての職務に従事している者の数を、「学生の健康管理」に従事する看護師と、「附属病院」（短期大学には該当がない。）に勤務する看護師とに分けて回答する。

学生の健康管理 学生診療所及び保健管理センターに勤務する看護師の数を回答する。

附属病院 附属病院（国立大学の附置研究所に設置されている病院を含む。）に勤務する看護師の数を回答する。



統計法に基づく国
の統計調査です。
調査票情報の秘密
の保護に万全を期
します。

学部学生内訳票

※ 印刷は文部科学省で記入する。

学校コード 学部番号 所在地

1 昼夜別 2 課程別 3 学部名 4 学所部在地 5 大学名

Table with columns for year (1-6), gender, and enrollment status (8, 9). Includes a section for 7学科別学生数のうち休学者数.

Table for 10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数 (編入学生は除く.)

Table for 11 出身高校の所在地県別 (11-19)

Table for 12 年齢別入学者数 (9の再掲) (20-30)

Table for 13 専攻科、別科及び科目等履修生等の学生数 (31-36)

(注) 数字は□の中一字ずつ右側につめて記入する。

学部学生内訳票

調査票の取扱い

この調査票は、次のように学部等ごとに別票とし、それぞれ2枚ずつ作成する。そのうち、1部は当該大学の控えとし、他の1部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ、6月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

- 学部別にし、更に昼間、夜間別にそれぞれ別票とする。
- 医学部に医学科以外の学科を有する場合は、医学科と医学科以外の学科に分けて別票とする。
- 教育系学部¹に教員養成と教員養成以外の課程を有する場合は、教員養成と教員養成以外の課程に分けて別票とする。
- 文理学部については、文科系と理科系の学科に分けて別票とする。
- 一つの学部に学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程を有する場合は、学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。
- 一つの学部に修業年限の異なる学科を有する場合は、修業年限を同じくする学科に分けて別票とする。

回答上の注意

- 昼夜別 該当の□に✓点を入れる。
- 課程別 学士（専門職）課程の場合は✓点を入れる。
- 学部の所在地 当該学部の所在地を回答する。なお、一つの学部の教養課程がA県で、3～4年次がB県の場合）で在学県が異なる場合は年次ごと（例えば1～2年次の教養課程がA県で、3～4年次がB県の場合）で在学する所在地の県が異なる場合（同一県内で指定都市及びその他地域に所在する場合を含む。）は別票とする。
- 学科別学生数 学部の学生数（外国人学生を含む。）を学科別に回答する。専攻科及び別科の学生、並びに科目等履修生、聴講生、選科生及び研究生の数は含めない。
国立大学の教員養成を主とする学部の場合は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別教科（教科別）、特別支援学校の各教員養成課程に分けて回答する。

入学してから1年間又は2年間所属の学科を定めない学部は、教養課程として回答する。（1. 学科別学生数、入学者数記載例参照）

年次 年次は、原則として、入学年度を「1年次」とし、以後、「2年次」、「3年次」、「4年次」、「5年次」、「6年次」とする。なお、修業年限が4年の学部では、4年を超えて在学している者は、最高年次の「4年次」に含めて回答する。（5年、6年については4年に準ずる。）

学科別学生数のうち休学者数 在学者のうち休学期を提出している者の数を、年次別に回答する。

学科別入学者数 募集に応じて願書を提出した者の数を、学科別に回答する。

学科別入学者数 令和8年度に入学した者（補欠入学者を含むが、編入学者は除く。）で5月1日現在に在籍する者の数を、学科別に回答する。したがって、一度入学手続をしても5月1日までに退学、除籍した者は除く。

入学者数と入学志願者数 学内で幾つかの学部の志願を認めていて、試験の結果第二志望の学部に入学者の場合は、実際に入学した学部の「入学志願者」と「入学者」とする。

10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数 在学者のうち所定の修業年限を超えて在学している者の数を、入学年度別に回答する。（編入学者は除く。）例えば、修業年限を4年（最低在学年限4年）と定めている学部では、4年を超えて在学している学生数を、入学年度別に回答する。なお、修業年限5年の学部については「令和3年度入学者」から回答し、修業年限6年の学部については「令和2年度入学者」から回答する。（2. 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数記載例参照）

11 出身高校の所在地県別入学者数 「9学科別入学者数」に掲げた者を、出身高校等の所在地県別に回答する。ただし、「その他（外国卒・高卒認定等）」については、「12年齢別入学者数（9の再掲）」の「外国の学校卒」、「専修学校高等課程卒」及び「その他（高卒認定等）」の合計である。

12 年齢別入学者数（9の再掲）

「9学科別入学者数」に掲げた入学者数を年齢別（5月1日現在での年齢）に区別し、該当する年齢区分に回答する。

「計のうち外国の学校卒」 入学者のうち、学校教育法施行規則第150条第1号に定める「外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」である。

「計のうち専修学校高等課程卒」 入学者のうち、学校教育法施行規則第150条第3号に定める専修学校高等課程の修了者である。

「計のうちその他（高卒認定等）」 入学者のうち、上記以外の者で学校教育法施行規則第150条に定める者（「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者」等）。

「計のうち留学生」 入学者のうち、留学生を回答する。

留学生 日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち、出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」（本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動）による在留資格によって、入国した者。

なお、同法による他の在留資格によって入国し、その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。

13 専攻科、別科及び科目等履修生等の学生数 当該学部に関連する専攻科及び別科の学生、並びに科目等履修生、聴講生、選科生及び研究生の数を回答する。なお、教職科目を履修する科目等履修生などの学部にも関連しない場合は、別票とする。

14 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校等専攻科からの編入学者数 令和8年度に短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び高等学校等専攻科から編入した者の数を編入した年次別に回答する。

【1. 学科別学生数、入学者数記載例】

入学してから2年間専攻の学科を定めない学部の場合（表は工学部の記載例）

6 学科別学生数 (例)	符号	1年次		2年次		3年次		4年次		9学科別入学者数	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
教養課程 学科	J 9 9 9	115	4	121	3	40	3	36	2	114	4
機械工 学科	G 1 0 1										
電気工 学科	G 2 0 2					73	1	83	3		
計	9 9 9 9	115	4	121	3	113	4	119	5	114	4

※教養課程の符号は一例であり、全ての学部に当てはまるものではない。

1年次生数と入学者数との関係は学科ごとに（1年次生≧入学者）の関係になる

【2. 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数記載例】

修業年限5年及び6年の学部・学科の場合（所定の修業年限内に当たる各年度の入学者欄は斜線を引く。）

10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数 (例)	令和4年度入学者数		令和3年度入学者数		令和2年度入学者数		令和元年度入学者数		平成30年度入学者数		平成29年度入学者数		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
(1) 修業年限5年(5年制の夜間部)			20	5	10	2	4	1	3				37	8
(2) 修業年限6年(医学科、歯学科、薬学科又は獣医学科)							4	2	2	1	2	1	15	8

大学院学生内訳票

調査票の取扱い

この調査票は、「修士課程」,「博士課程(前期)」,「博士課程(後期)」,「一貫制課程の1・2年次の課程」,「一貫制課程の3・4・5年次の課程」,「歯学, 薬学, 獣医学関係の4年一貫制課程」,「専門職学位課程」別に, 研究科別及び昼間・夜間別の別票とし, それぞれ2部ずつ作成する。そのうち, 1部は当該大学の控えとし, 他の1部は関係調査票と一緒に事務局(本部)でまとめ, **6月30日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。(所管課は総合教育政策局参事官(調査企画担当)付)

回答上の注意

- 1 昼夜別** 該当の口に✓点を入れる。なお, 大学院設置基準第2条の2(専ら夜間において教育を行う大学院の課程)に基づく課程は夜間に, 同第14条(教育方法の特例)に基づく課程は昼間に✓点を入れる。
- 2 課程別** 該当の口に✓点を入れる。
- 4 研究科の所在地** 当該研究科の所在地を回答する。なお, 一つの研究科に二つ以上の専攻があり, 専攻の所在する県が異なる場合(同一県内で指定都市及びその他地域に所在する場合は含む。)は別票とする。
- 6 専攻別学生数** 研究科の学生数(外国人学生も含む。)を専攻別に回答する。科目等履修生, 聴講生, 選科生及び研究生の数は含めない。なお, 博士課程(後期)及び一貫制課程(歯学, 薬学, 獣医学関係の4年一貫制課程を除く。)の3・4・5年次は, 1年次, 2年次, 3年次欄に回答する。(1. 専攻別学生数記載例参照) また, 調査年度に法科大学院の法学既修コースに入学した学生は2年次欄に回答する。

「**左記のうち社会人**」学生数のうち, 社会人を専攻別に回答する。この欄には, 当該研究科の出願資格を有する者で, 5月1日現在, ①職に就いている者(給料, 賃金, 報酬, その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者), ②給料, 賃金, 報酬, その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者, ③主婦・主夫の数を回答する。

- 7 専攻別学生数のうち休学者数** 在学者のうち休学届を提出している者の数を, 年次別に回答する。
- 8 専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数** 在学者のうち標準修業年限を超えて在学する者の数を入学年度別に回答する。標準修業年限は修士課程, 博士課程(前期)及び専門職学位課程(法科大学院の課程では3年)では2年, 博士課程(後期)では3年, 博士課程(一貫)では5年(医・歯・薬学(6年制学部・学科に基礎を置く大学院)・獣医学研究科では4年), (専ら夜間において教育を行う修士課程・博士課程においては当該研究科の定める修業年限)。(2. 専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数記載例参照)

なお, 専門職学位課程法科大学院の場合, 令和6年度入学の法学既修コースの学生は, 「令和5年度入学者」の回答欄に便宜上回答してください。

- 9 入学状況** 「入学志願者数」, 「入学者数」を専攻別に回答する。
「入学志願者数」 募集に応じて願書を提出した者の数を回答する。
「入学者数」 令和8年度に入学した者(補欠入学者は含むが, 編入学者は除く。また, 専門職学位課程法科大学院の法学既修コースに入学した学生を含める。)で, 5月1日現在に在籍する者の数を回答する。したがって, 一度入学手続をしても5月1日までに退学, 除籍した者は除く。
「当該大学出身者」 修士課程, 博士課程(前期), 博士課程(一貫)及び専門職学位課程では当該大学の学部を, 博士課程(後期)では当該大学の修士課程又は博士課程(前期)を卒業又は修了した者をいう。
「外国の学校卒」 学校教育法施行規則第155条第1項第2号の規定による「外国において, 学校教育における16年(医学, 歯学, 薬学(6年制学部・学科に基礎を置く大学院)又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年)の課程を修了した者」をいう。

- 「その他」** 学校教育法施行規則第155条第1項第1号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号及び第8号の規定による者をいう。

入学者数と入学志願者数 試験の結果第二志望の専攻に入学した場合, 実際に入学した専攻の「入学志願者」と「入学者」とする。

- 10 年齢別入学者数** 「9入学状況」に掲げた入学者数を年齢別(5月1日現在での年齢)に区別し, 該当する年齢区分に回答する。

「**左記のうち社会人**」 入学者のうち, 社会人を回答する。(社会人の定義は「6専攻別学生数」参照。)
「**左記のうち留学生**」 入学者のうち, 留学生を回答する。

留学生 日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち, 出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」(本邦の大学, 高等専門学校, 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。))若しくは特別支援学校の高等部, 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。))若しくは特別支援学校の小学部, 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。))若しくは特別支援学校の小学部, 専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動)による在留資格によって, 入国した者。なお, 同法による他の在留資格によって入国し, その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。

- 11 科目等履修生等の学生数** 当該研究科に関連する科目等履修生, 聴講生, 選科生及び研究生の数を回答する。なお, どの研究科にも関連しない科目等履修生, 聴講生, 選科生及び研究生は別票とする。

【1. 専攻別学生数記載例】

博士課程(後期)及び一貫制課程(歯学, 薬学, 獣医学関係の4年一貫制課程を除く)の3・4・5年次の課程の場合

専攻別学生数	符 号	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
法学専攻	C 1 0 1	5	2	4	3	6	2					15	7	22
刑事法専攻	C 1 0 7	7	4	8	5	3	1					18	10	28
計	9 9 9 9	12	6	12	8	9	3					33	17	50
7 専攻別学生数のうち休学者数		1		2	1							3	1	4

【2. 専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数記載例】

(所定の修業年限内に当たるとは各年度の入学者欄は斜線を引く。)

専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数(例)	令和6年度入学者数		令和5年度入学者数		令和4年度入学者数		令和3年度入学者数		令和2年度入学者数		令和元年度入学者数		計			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
(1) 博士(後期)(修業年限3年)			5	2	3	1	4	1					12	4	16	
(2) 博士(一貫)(修業年限5年)								6	3	4	2	3	1	13	6	19
(3) 博士(一貫)(医・歯・薬・獣医学研究科-4年-)					4	2	3	1					7	3	10	



1 課程別 2 短期大学の所在地 (〒 -) 3 短期大学名

Table with columns for 昼夜別, 学科名, 符号, 1年次, 2年次, 3年次, 計, 入学志願者数, 入学者数

Table with columns for 入学状況(本科), 入学志願者数, 入学者数

Table with columns for 7 出身高校の所在地県別, 性別, 北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 東京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 京都, 和歌山, 鳥取, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄, その他*

Table with columns for 計, (a) through (p), (m+n), (o+p)

Table with columns for 8 年齢別入学者数 (6の再掲), 年齢区分, 17歳以下, 18歳, 19歳, 20歳, 21歳, 22歳, 23歳, 24歳, 25歳, 26歳, 27歳, 28歳, 29歳, 30歳, 34歳, 35歳, 39歳, 40歳, 44歳, 45歳, 49歳, 50歳, 54歳, 55歳, 59歳, 60歳, 64歳, 65歳以上

Table with columns for 計, (a) through (p), (m+n), (o+p)

Table with columns for 8 年齢別入学者数 (6の再掲), 年齢区分, 17歳以下, 18歳, 19歳, 20歳, 21歳, 22歳, 23歳, 24歳, 25歳, 26歳, 27歳, 28歳, 29歳, 30歳, 34歳, 35歳, 39歳, 40歳, 44歳, 45歳, 49歳, 50歳, 54歳, 55歳, 59歳, 60歳, 64歳, 65歳以上

Table with columns for 計, (a) through (p), (m+n), (o+p)

Table with columns for 9 専攻科、別科及び科目等履修生等の学生数, 昼夜別, 専攻科, 別科, 科目等履修生・研究生, 学部卒以上, 左記以外, 計

Table with columns for 10 高等学校等専攻科からの編入者数, 昼夜別, 専攻科, 別科, 科目等履修生・研究生, 学部卒以上, 左記以外, 計

(注) 数字は□の中に1字ずつ右側につめて記入する。

本科学生内訳票

調査票の取扱い

この調査票は、2部作成する。そのうち、1部は当該短期大学の控えとし、他の1部は関係調査票と一緒に事務部(本部)でまとめ、6月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。(所管課は総合教育政策局参事官(調査企画担当)付)

回答上の注意

- 1 課程別 短期大学士(専門職)課程の場合**は✓点を入れる。なお、短期大学士(専門職)と短期大学士(専門職)以外の課程を有する場合は、短期大学士(専門職)と短期大学士(専門職)と短期大学士(専門職)以外の課程に分けて別票とする。
- 2 短期大学の所在地** 短期大学(学科)の所在地を回答する。なお、二つ以上の学科があり、学科の所在する県が異なる場合(同一県内で指定都市及びその他地域に所在する場合を含む。)は別票とする。
- 4 学科別学生数** 本科の学生数(外国人学生も含む。)を学科別に回答する。学科の中を専攻別に定めている場合でも専攻別に回答しない。(学科別学生数記載例参照)専攻科及び別科の学生、並びに科目等履修生、聴講生、選科生及び研究生の数は含まない。

「**年次**」年次は、原則として入学年度を「1年次」とし、以後、「2年次」、「3年次」とする。また、履修単位不足のため卒業できない学生は、修業年限が2年の学科では「2年次」に、2年6か月又は3年の学科では「3年次」に含めて回答する。

- 5 「学科別学生数のうち休学者数」** 在学者のうち休学届を提出している者の数を、年次別に回答する。

- 6 入学状況(本科)**

「**入学志願者数**」募集に応じて願書を提出した者の数を、学科別に回答する。

「**入学者数**」令和8年度に入学した者(補欠入学者を含むが、編入学者は除く。)で、5月1日現在に在籍する者の数を学科別に回答する。したがって、一度入学手続をしても5月1日までに退学、除籍した者は除く

「**入学者数**」と「**入学志願者数**」 学内で幾つかの学科の志願を認めていて、試験の結果第二志望の学科に入学した場合は、実際に入学した学科の「**入学志願者**」と「**入学者**」とする。

- 7 出身高校の所在地別入学者数** 「6入学状況(本科)」の入学者数(昼間・夜間の合計)を出身高校の所在地別に回答する。なお、「その他(外国卒・高卒認定等)」は「8年齢別入学者数」の入学者数のうち、「計のうち外国の学校卒」、「計のうち専修学校高等課程卒」及び「計のうちその他(高卒認定等)」の合計である。

- 8 年齢別入学者数(6の再掲)** 「6入学状況(本科)」の入学者数を年齢別(5月1日現在の年齢)に区分し、該当する年齢区分に回答する。

「**外国の学校卒**」とは、学校教育法施行規則第150条第1号に定める「外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者」である。

「**専修学校高等課程卒**」とは学校教育法施行規則第150条第3号に定める専修学校高等課程の修了者である。

「**その他(高卒認定等)**」とは、上記以外の者で学校教育法施行規則第150条に定める者(「高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者」等)である。

「**計のうち留学生**」 入学者のうち、留学生を回答する。

留学生 日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち、出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」(本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。))若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。))若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。))若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動)による在留資格によって、入国した者。

なお、同法による他の在留資格によって入国し、その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。

- 9 専攻科、別科及び科目等履修生の学生数** 専攻科及び別科の学生、並びに科目等履修生、聴講生、選科生及び研究生の数を回答する。

- 10 高等学校等専攻科からの編入学者数** 令和8年度に高等学校等専攻科から編入学した者の数を編入学した年次別に回答する。

【学科別学生数記載例】

学 科 名	符 号	性 別	1 年 次	2 年 次	3 年 次	計
英 文 科		男	1			
		女	2	70	72	142
× 家政科食物専攻科		男	1			
		女	2	45	47	92
" 被服専攻科		男	1			
		女	2	55	54	109
計	9 9 9 9	男	1			
		女	2	170	173	343

(誤った例)

学 科 名	符 号	性 別	1 年 次	2 年 次	3 年 次	計
英 文 科	A 1 0 3	男	1			
		女	2	70	72	142
家 政 科	Q 1 0 1	男	1			
		女	2	100	101	201
計	9 9 9 9	男	1			
		女	2	170	173	343

(正しい例)

「**学科名**」欄には学科別に記入し、専攻別までは記入しない。



令和8年度学校基本調査
学校調査票(大学・大学院・短期大学)
大学通信教育調査票

※ 追加欄は通信制に入学で記入する。

学校コード 学術(研究科)番号 所在地

1 学校種別: 大学, 短期大学, 大学院, 通信制
2 設置者別: 国立, 公立, 私立
3 学立: 国立, 公立, 私立
4 学部・研究科・短期大学の所在地
5 校名

Table with columns for course numbers (1-4), gender (男/女), and counts for students and staff.

Table for staff counts (12 教員数) categorized by gender and position (e.g., 専任, 非常勤).

Table for staff counts (13 職員数) categorized by gender and position (e.g., 事務, 学内).

Table for enrollment (7) by course number and gender, including counts for students and staff.

Main table for enrollment (8-11) by course number, gender, and age group, including counts for students and staff.

(注) 「年齢区分」は、学校種別課程別で異なる。(手引を参照)

Table for enrollment (14) by age group and gender.

Table for enrollment (15) by age group and gender.

Form for school name and telephone number.

大学通信教育調査票（大学・大学院・短期大学）

調査票の取扱い

この調査票は、2部作成（大学は学部，大学院は課程・研究科ごとに2部作成）する。そのうち、1部は当該学校の控えとし、他の1部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ、6月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回答上の注意

- 1 学校種別 2 設置者別 該当の口に✓点を入れる。
- 6 学科（専攻）別学生数 正規の課程の学生，専攻科，特修生，科目等履修生・聴講生の数（休学者，授業料滞納者を含む。）を学科（専攻）別に回答する。なお、「学科（専攻）名」と左の「番号」は対応しており、「7入学者数」，「8職業別学科（専攻）別学生数」の学科別の回答はこの番号の順序によるものとする。
「正規の課程」 学校教育法による大学（学部），大学院（研究科），短期大学（本科）として，正規の授業の行われる課程をいう。
「年次」 原則として入学年度を「1年次」とし，以後，「2年次」，「3年次」，「4年次」とする。（短期大学では4年次は該当がない。）
「学科別学生数のうち休学者，授業料滞納者」 正規の課程の学生のうち休学中の者及び授業料を滞納している者など，学習活動を行っていない者の数を回答する。
「専攻科」 通信教育の専攻科に在籍する者の数を回答する。
「特修生」 大学入学資格を有しない者又は大学卒業資格の取得を希望しない者で，数科目又は特定の学科の全科目を履修する者をいう。
「科目等履修生・聴講生」 特定の科目を履修する者をいう。
なお，「特修生」，「科目等履修生・聴講生」として在籍する者で，履修する科目が2学部以上にまたがる場合は，履修科目数の多い方の学部の調査票に計上し，この方法によっても分類が不可能なときは，別票としてもう一枚作成する。
7 入学者数 令和8年度に入学した正規の課程の学生について，「令和8年3月高校卒」，「令和7年3月高校卒」，「令和6年3月以前高校卒」，「その他」に分けて学科別に回答する。なお，中等教育学校（後期課程）卒業については，各卒業年次の「高校卒」に含めるものとする。
学科の回答順序については「6学科（専攻）別学生数」の学科欄左の番号1～4に対応して回答すること。
また，大学院については，各卒業年次の「高校卒」を「大学卒」に読み替えるものとする。
8 職業別学科専攻別学生数 正規の課程の学生数を，学科別，職業別に回答する。学科の回答順序については，「6学科（専攻）別学生数」の学科欄左の番号1～4に対応して回答すること。職業の区分は下記の「職業分類」を参照のこと。（以下「9職業別年齢別学生数」，「10在学年数別職業別卒業生数」及び「11職業別授業方法別出席者数」についても同じ。）
9 職業別年齢別学生数 正規の課程の学生数を，年齢区分別，職業別に回答する。
10 在学年数別・職業別卒業生数（前年度間） 令和7年度間の卒業生について，在学年数別，職業別（卒業時におけるもの）に回答する。大学，大学院，短期大学ともに上段から「最低在学年数で卒業した者，最低在学年数を1年超過した者，2年超過した者，3年超過した者，4年以上超過した者」として回答する。

また，「編入学した者」は入学前の在学年数を加えて回答する。なお，大学院においては大学院設置基準第16条第1項及び第17条第1項ただし書により，優れた業績を上げ在学期間の短縮を受けた者がいる場合は，当該者の在学年数を「最低在学年数」とし，以降，当該「最低在学年数」に対して超過した年数別に回答する。

- 11 職業別授業方法別出席者数（前年度間） 令和7年度間の「面接授業」及び「メディアを利用して行う授業」の出席者数を職業別に実数で回答する。
「面接授業」及び「メディアを利用して行う授業」とは，大学通信教育設置基準第3条，又は短期大学通信教育設置基準第3条による授業方法をいう。
12 教員数 本務・兼務の区別は，原則として辞令面による。辞令面で区別できない場合は，俸給（給料又は，これらに相当するものを含む。）を支給している方を本務とし，それ以外は兼務とする。2校以上から俸給を支給されている場合は，支給額の多い方を本務とする。また，俸給が同額又は一括支給されている場合は，授業時間の多い方を本務とする。
13 職員数 本務・兼務の定義は教員の場合に準ずる。なお，法人の事務専属の者は除外する。
14 年齢別入学者数（7の再掲） 「7入学者数（正規の課程のみ）」の入学者数を年齢別（5月1日現在の年齢）に区別し，該当する年齢区分に回答する。
15 年齢別卒業生数（10の再掲） 「10在学年数別職業別卒業生数」の卒業生数を年齢別（5月1日現在の年齢）に区別し，該当する年齢区分に回答する。

回答後の確認

- 1 「6学科（専攻）別学生数」（正規の課程）の計（a），（b）は，「8職業別学科専攻別学生数」の計（a），（b）及び「9職業別年齢別学生数」の計（a），（b）とそれぞれ一致する。なお，「8」，「9」の計欄は職業別，男女別にそれぞれ一致する。
2 「6学科（専攻）別学生数」の1年次の男，女の数は「7入学者数」の学科ごとと同数か，又は，留学者等がいる場合は多くなる。（1年次 ≥ 入学者）
3 「7入学者数」の計（c），（d）は，「14年齢別入学者数」の計（c），（d）と一致する。
4 「10在学年数別職業別卒業生数」の計（e），（f）は，「15年齢別卒業生数」の計（e），（f）と一致する。

職業分類

（職業別の学生数，卒業生数，授業方法別出席者数の職業の分類は次の区分によること。）

- (1) 教員 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，大学等（手引の「職業分類の要点」「b 専門的・技術的職業従事者」「8 教員」を参照）において教職に従事する者。
(2) 公務員 国家公務員及び地方公務員，ただし，公務員で教員である者は「教員」とする。
(3) 会社（商店）員，銀行員等，上記（1），（2）以外の企業・団体に勤務する者。（学校の事務員を含む。）
(4) 個人営業・自由業 個人経営の者，文筆業，開業医師等。
(5) 無職 職業をもたない者。例えば，家庭の主婦・主夫。
(6) その他 その他上記の（1）から（5）の分類に該当しない者。職業が不詳の者，把握していない者も含む。

学校調査票（高等専門学校）

調査票の取扱い

この調査票は、2部作成する。そのうち、1部は当該学校の控えとし、他の1部は6月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回答上の注意

- 所在地 事務部の所在地を回答する。
- 学科別学生数 外国人及び休学者を含めた学生数を、学科別に回答する。専攻科の学生数は含まない。
- 学科別学生数のうち休学者数 在学者のうち休学届を提出している者の数を学年別に回答する。
- 入学状況
 - 「入学志願者数」 募集に応じて願書を提出した者の数を回答する。
 - 「入学者数」 令和8年度に入学した者（補欠入学者は含むが、編入学者は除く。）で5月1日現在に在籍している者の数を回答する。したがって、一度入学しても5月1日までに退学・除籍した者は除く。なお、同一高等専門学校内で幾つかの学科の志望を認めていて、試験の結果第二志望の学科に入学した場合は、実際に入学した学科の「入学志願者」と「入学者」とする。
 - 「令和8年3月中卒（再掲）」 入学志願者数及び入学者数のうち、令和8年3月に中学校を卒業した者の数を回答する。なお、義務教育学校卒業者については、「中卒」を「義務教育学校卒業」と、中等教育学校（前期課程）修了者については、「中卒」を「中等教育学校（前期課程）修了」と読み替えるものとする。
- 教員数 教員数には、外国留学中及びサバティカル期間中の者並びに休職者も含めて回答する。本務、兼務の区別は、原則として辞令面による。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとする。辞令面で区別できない場合は、俸給（給料又はこれらに相当するものを含む。）を支給されている方を本務とする。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時間数の多い方を本務とする。高等専門学校と同一学校法人の大学との双方に勤務する者は、学校種別が異なるのでいずれか一方を本務とし、他方を兼務とする。事務職員が講師を兼ねている場合は、兼務の講師として回答する。
- 「専門科目担当者」（再掲） 本務教員のうち専門科目を担当している者の数を回答する。

7 職員数 本務、兼務の定義は、教員の場合に準じ、区分は職務内容により分類する。なお、休職者も含めて回答する。ただし、私立の高等専門学校における学校法人の事務専属の者は除外する。

「兼務者」欄には、本務教員で事務職員を兼務している者及び他の学校の本務職員（設置者である独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体又は学校法人の本務職員を含む。）で当該学校の職員を兼務している者の数を回答する。

「事務系」 庶務、会計、人事等の事務に従事している者をいう。例えば、教室・研究室に勤務しているでも事務に従事している者はこの欄に回答する。図書職員で、司書職務に従事している者も含める。

「技術技能系」 技術、技能に関する職務に従事している者（機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で、建築技術者、電気技術者、自動車運転手、工員等）の数を回答する。

「医療系」 学生の健康管理の業務に従事している看護師、准看護師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士等の数を回答する。

「教務系」 学生の実験、実習、実技若しくは演習を指導している者で、教員でない者の数を回答する。したがって、実際の職務内容は、助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の数を回答する。なお、教務課などで事務に従事している者は、「事務系」欄に回答する。

「その他」 前記以外の者で、守衛、巡視、用務員、寄宿舎指導員、調理師等の業務に従事している者の数を回答する。

「左記職員のうち（再掲）」 「看護師」欄には、「医療系」のうち学生の健康管理に従事する看護師の数を回答する。

- 8 学校医等の数 学校医、学校歯科医、学校薬剤師として発令又は委嘱している者の数を回答する。
- 9 専攻科及び科目等履修生等の学生数 専攻科の学生、並びに科目等履修生、聴講生、選科生及び研究生の数を回答する。

回答後の確認

- 1 「3学科別学生数」の「1学年」の各学科の学生数は、「5入学状況」の各学科の「入学者数」と比べて同数か、又は、留年者がいる場合は多くなる。（1年次 ≧ 入学者）
- 2 「5入学状況」入学志願者 ≧ 入学者
- 3 「7職員数」「左記職員のうち（再掲）」の「看護師」の数は、「医療系」の数より多くなることはない。（医療系 ≧ 看護師）

卒業後の状況調査票（2－1）

大学院学
短期大学
高等専門学校

調査票の取扱い

この調査票は、2部ずつ（大学、大学院、短期大学は下記の区分により別票とする。）作成する。そのうち、1部は当該学校の控えとし、他の1部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ、6月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。

（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

- 1 大学：学部別、昼間・夜間別に別票とする。
- 2 医学部に医学科以外の学科を有する場合は、医学科と医学科以外の学科に分けて別票とする。
- 3 教育系学部任教員養成と教員養成以外の課程を有する場合は、教員養成と教員養成以外の課程に分けて別票とする。
- 4 一つの学部が学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程を有する場合は、学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。
- 5 大学院：「修士課程」、「博士課程（前期）」、「博士課程（後期）」、「一貫制課程」、「医歯学、薬学、獣医学関係の4年一貫制課程」、「専門職学位課程」別に、研究科別及び昼間・夜間別の別票とする。
- 6 短期大学：昼間・夜間別に別票とする。
- 7 短期大学で、修業年限が2年制の課程と3年制の課程がある場合は、分離し別票とする。
- 8 短期大学で、短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程を有する場合は、短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。
- 9 一つの学部が修業年限の異なる学科を有する場合は、修業年限を同じくする学科に分けて別票とする。

回答上の注意

この調査票は、大学学部、大学院研究科、短期大学本科、高等専門学校において令和7年度間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に当該学校を卒業した者について、令和8年5月1日現在の状況を回答する。なお、卒業時から令和8年5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、卒業時の状況を回答する。

卒業者の定義 卒業者とは、大学学部、大学院研究科、短期大学本科及び高等専門学校をいい、専攻科及び別科の修了者は除外する。

なお、大学院研究科においては、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した者をいう。ただし、博士課程については、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得したが博士の学位を取得しなかった者で、令和7年度間にいわゆる満期退学した者も、便宜卒業者として含めて回答する。

- 1 **学校種別** **3 課程別** **4 昼夜別** 該当の□に✓点を入れる。
- 5 **所在地** 大学は当該学部、大学院は当該研究科、短期大学は当該学科、高等専門学校は学校の所在地を回答する。なお、二つ以上の学科（専攻）があり、学科（専攻）の所在する県が異なる場合は別票とする。
- 7 **状況別卒業者数** 卒業者を、大学、短期大学、高等専門学校は学科別、大学院は専攻別に次の区分により回答する。なお、大学の教員養成を主とする学部は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別教科（教科別）、特別支援学校の各教員養成課程もそれぞれ別欄にして回答する。
大学院研究科等（A～E） 調査票の区分により、その進路を回答する。
就職者等 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事（自家・自営業を含む）に就いた者及び臨時的な収入を得る仕事に就いた者をいう。なお、「大学院研究科等」に区分される者で、かつ職に就いている者については、ここには含めず、「左記A～Eのうち就職している者」に再掲として計上する。
「F 自営業主等」 個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。
「G 無期雇用労働者」 雇用契約期間の定めのないものとして就職した者をいう。
「H 有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」 雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいう。このうち、雇用契約期間が1年以上で期間の定めのある者であり、かつ1週間の所定の労働時間がおおむね40～30時間程度の者については、「左記H有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上かつフルタイム勤務相当の者」にも再掲として計上する。
「I 臨時労働者」 雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいう。
なお、労働者派遣法に基づく派遣労働者は、「G無期雇用労働者」には計上せず、「H有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」又は「I臨時労働者」に計上すること。

臨床研修医（予定者を含む） 医師法第16条の2及び歯科医師法第16条の2に基づき臨床研修を受ける者の数を回答する。また、5月1日現在、臨床研修医となることが予定されている者もここに含めて回答する。

専修学校・外国の学校等入学者 A～E以外の者で、学校、その他教育施設に入学（在籍）している者を回答する。例えば、研究生として入学した者、専修学校、各種学校、外国の学校及び職業能力開発校への入学者がここに含まれる。
左記以外の者 進学でも就職でもないことが明らかでない者について「進学準備中の者」、「就職準備中の者」、「その他」に分けて回答する。家事の手伝いはここに含まれる。なお、「就職準備中の者」には、求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中である者が含まれる。

不詳・死亡の者 不詳の者（行方不明の者）及び死亡した者の数を回答する。死亡とは、卒業者のうち令和8年5月1日までに死亡した者をいう。

左記A～Eのうち就職している者（再掲） 上記A～Eのうち、就職している者を再掲で回答する。この場合の「就職している者」とは、自営業主等、無期雇用労働者、有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上かつフルタイム勤務相当の者であり、有期雇用労働者でも雇用契約期間が1年未満の者又は短時間勤務の者、臨時労働者は含まない。

8 大学院博士課程の計(a)のうち（再掲） 「満期退学者」欄には大学院の博士課程（後期）及び博士課程（一貫）の卒業者のうち、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得したが博士の学位を取得しなかった、いわゆる満期退学者を再掲で回答する。

また、「ポストドクター等（満期退学者を含む。）」欄には「H有期雇用労働者（雇用契約期間が1か月以上の者）」、「I臨時労働者」、「J左記以外の者」に回答した者のうちポストドクター等の数をそれぞれ再掲で回答する。

「ポストドクター等」 博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、①大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者、又は、②独立行政法人等の公的研究機関（国立試験研究機関、公設試験研究機関を含む。）において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者をいう。

9 入学年度卒業者数 この欄は大学学部、大学院研究科、短期大学本科の卒業者数を入学した入学年度別に分けて回答する。ただし、修業年限が異なる大学（学部）、大学院及び短期大学（本科）については、下記の記載例のとおり、各入学年度を書き換えて回答する。（入学年度別卒業者数記載例参照）

「その他」の欄には編入学した者の卒業者数を回答する。大学学部においては学校教育法第89条、大学院研究科においては大学院設置基準第16条及び17条ただし書により、優れた業績を上げた者を早期に修了させた者も含め回答する。なお、この入学年度別卒業者の各学科合計は「7状況別卒業者数」の各学科合計とそれぞれ一致する。

【入学年度別卒業者数記載例】

1. 修業年限2年の場合	令和6年度入学者数	令和7年度入学者数	令和8年度入学者数	令和9年度入学者数	令和10年度入学者数	計
男	230	12	3			246
女	25	2				28
2. 修業年限3年6か月及び3年の場合	令和4年度入学者数	令和5年度入学者数	令和6年度入学者数	令和7年度入学者数	令和8年度入学者数	計
男	30	12				43
女	5	2				8
3. 修業年限4年の場合	令和3年度入学者数	令和4年度入学者数	令和5年度入学者数	令和6年度入学者数	令和7年度入学者数	計
男	450	55	10			517
女	200	24	1			246
4. 修業年限5年の場合	令和2年度入学者数	令和3年度入学者数	令和4年度入学者数	令和5年度入学者数	令和6年度入学者数	計
男	42	10	7			61
女	5	1				7
5. 修業年限6年の場合	平成30年度入学者数	平成31年度入学者数	令和元年度入学者数	令和2年度入学者数	令和3年度入学者数	計
男	118	25	10			154
女	23	5				30

(例) ● 任期別の短期大学
● 大学院の修士課程、博士課程（前期）、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く）
(例) ● 令和6か月及び3年制の短期大学
● 大学院の修士課程（後期）、専門職学位課程（法科大学院の課程）
(例) ● 短期の大学学部
● 大学院の修士課程（医歯学・薬学・獣医学関係の4年一貫制課程を除く）
(例) ● 短期の大学学部（医・歯・薬・獣医学）

10 年齢別卒業者数（7の再掲） 「7状況別卒業者数」の卒業者数を年齢別（5月1日現在での年齢）に区別し、該当する年齢区分に回答する。

卒業後の状況調査票（2-2）

大学
大学院
短期大学
高等専門学校

調査票の取扱い

この調査票は、2部ずつ（大学、大学院、短期大学は下記の区分により別票とする。）作成する。そのうち、1部は当該学校の控えとし、他の1部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ、**6月30日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

- 1 大学：学部別、昼間・夜間別に別票とする。
- 2 医学部に医学科以外の学科を有する場合は、医学科と医学科以外の学科に分けて別票とする。
- 3 教育系学部にて教員養成と教員養成以外の課程を有する場合は、教員養成と教員養成以外の課程に分けて別票とする。
- 4 一つの学部にて学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程を有する場合は、学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。
- 5 大学院：「修士課程」、「博士課程（前期）」、「博士課程（後期）」、「一貫制課程」、「医歯学、薬学、獣医学関係の4年一貫制課程」、「専門職学位課程」別に、研究科別及び昼間・夜間別の別票とする。
- 6 短期大学：昼間・夜間別に別票とする。
- 7 短期大学で、修業年限が2年制の課程と3年制の課程がある場合は、分離し別票とする。
- 8 短期大学で、短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程を有する場合は、短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。
- 9 一つの学部にて修業年限の異なる学科を有する場合は、修業年限を同じくする学科に分けて別票とする。

回答上の注意

この調査票は、大学学部、大学院研究科、短期大学本学本学及び高等専門学校において、「卒業後の状況調査票（2-1）」に回答された「F.自営業主等」「G.無期雇用労働者」と（再掲）「左記A～Eのうち就職している者」「左記H.有期雇用労働者のうち、雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」について回答する。

- 1 学校種別 3 課程別 4 昼夜別 該当の口に✓点を入れる。
- 5 所在地 大学は当該学部、大学院は当該研究科、短期大学は当該学科、高等専門学校は学校の所在地を回答する。なお、二つ以上の学科（専攻）があり、学科（専攻）の所在する県が異なる場合は別票とする。
- 7 職業別就職者数 「卒業後の状況調査票（2-1）」に回答された「F.自営業主等」「G.無期雇用労働者」と（再掲）「左記A～Eのうち就職している者」「左記H.有期雇用労働者のうち、雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」について、その職業を分類して学科又は専攻別に回答する。なお、「学科・専攻名」と左の番号は対応しており、「8.職業別就職者数」の学科又は専攻別回答は、この番号の順序によるものとする。

- 8 産業別就職者数 「卒業後の状況調査票（2-1）」に回答された「F.自営業主等」「G.無期雇用労働者」と（再掲）「左記A～Eのうち就職している者」「左記H.有期雇用労働者のうち、雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」について、就職先の事業所の産業を分類して回答する。なお、学科又は専攻別の回答順序については、「7.職業別就職者数」の「学科・専攻名」欄左の番号1～5に対応して回答すること。

ここに用いた産業分類及び職業分類は、「日本標準産業分類」及び「日本標準職業分類」であるが、その要点は学校基本調査の手引の「産業及び職業分類表」に記載してあるのでこれを参照されたい。

学 校 施 設 調 査 票

学 校
大 学
高 等 専 門 学 校

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は、学校ごとに別票として2部ずつ作成する。そのうち、1部は当該学校の控えとし、他の1部は関係調査票と一緒に事務局でまとめ、7月31日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。(所管課は総合教育政策局参事官(調査企画担当) 付)

- 1 国立学校にあっては、「4 学校建物の用途別面積」、「5 学校建物の構造別面積」、「6 学校建物の新築等増加の面積」、「7 学校建物の被害等減少の面積」、「8 前年度の学校建物の面積」及び「10職員宿舍の用途別建物面積」を回答する必要がある。
ない。
- 2 大学に併設する短期大学、高等専門学校において、専用施設がない場合は「大学と共用」と回答し、短期大学又は高等専門学校分の調査票を提出すること。

回 答 上 の 注 意

学 校 施 設 の 範 囲

当該学校の学校用としての土地及び建物を、設置者の所有・借用のいかんにかかわらずすべて回答する。また、当該学校用の土地及び建物を学校施設以外に使用している場合も含める。土地・建物の用途別の回答は当該学校が使用しなくなった直前の用途により回答する。なお、5月1日現在工事中の建物は除外するが、5月1日までに引渡しを受けた部分は含めて回答する。

共 同 使 用 施 設 の 回 答 方 法

2校以上の学校間で共同使用している土地及び建物の共同使用部分は、施設台帳に使用区分の明確な場合はそれにより回答し、不明確な場合は次の順序により回答する。

- 1 「昼間の学校と夜間の学校」昼間の学校にのみ回答する。
- 2 「大学・短期大学・高等専門学校と高等学校等の学校」大学・短期大学・高等専門学校にのみ回答する。
- 3 「大学と短期大学・高等専門学校」大学にのみ回答する。
- 4 「短期大学と高等専門学校」短期大学にのみ回答する。

面 積 測 定 法

面積は次の方法により測定する。面積の単位は平方メートルとし、1平方メートル未満は四捨五入する。

- 1 **建物面積の測定**
各棟について、各階又はその一部(中2階、中3階の類)ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれている部分の水平投影面積を測り、次いで各階又はその一部の面積を合計する。ただし、建物に固着している次のものは面積測定から除外し面積に含めない。
 - (1) 出窓(出窓の下に物入れ等が床面までであるものは除外する。)、ひさし、アーケード、ぬれ縁の類
 - (2) 壁(腰壁を除外する。)で囲まれていない非常階段
 - (3) 木造以外の建物で2階以上に設けられたバルコニー
 - (4) 屋根のみで屋外的用途に供せられる部分
 - (5) 講堂・屋内運動場の主室内に設けられた幅2メートル未満(壁面から突出し寸法)のギャラリーの類
 - (6) 天井高又は床下高2メートル未満の中2階の類
 - (7) 壁(腰壁を除く。)のない吹き抜けの渡り廊下
 - (8) 建物の外部に固着した内部の高さ2メートル未満の部分
 - (9) 三方以上が壁(腰壁を除く。)で囲まれていないピロティーの部分

(注) 次のものは、**建物以外の工作物として扱う**。

- (1) 自転車置場(建物の内部を利用して設けられた自転車置場は除く。)
- (2) 柱と屋根のみで壁(腰壁の類を除く。)のない独立した構造物
- (3) 内部の高さが2メートル未満の独立した構造物
- (4) 屋外水泳プール
- (5) あみ室

2 土地面積の測定

土地境界線内の水平投影面積を測る。

調 査 事 項

- 3 **学校土地の用途別面積** 建物の敷地面積には、周囲の庭園、空地、通路等の附属地を含める。また、敷地面積のそれぞれの欄は、「4 学校建物の用途別面積」の各欄にそれぞれ対応する。
「附属病院敷地」 医・歯・薬学部関係の附属病院の敷地を回答する。ただし、家畜・獣医病院は「附属研究施設敷

地」に含める。

- 4 **学校建物の用途別面積**
講堂、体育施設、実験・実習室のような特殊な構造を有する建物を改造し、恒久的に使用目的を変更した場合は、現在の使用状態により回答する。ただし、臨時に他の用途に使用している建物は、本来の使用目的により用途別に回答する。
「**研究室**」 教員研究室を回答する。
「**図書館**」 校舎の一部を図書室としている場合も学校図書館の扱いをしなければその面積を含めて回答する。また、独立した図書館としての建物のあるときは、附属建物を含めた全部の面積を回答する。
「**管理関係・その他**」 学長室、応接室、事務室、学生会所、食堂、倉庫、守衛室、配電室、ポイラー室、車庫、廊下、便所等を回答する。
「**体育施設**」 屋内体育館、武道場等を回答する。講堂と体育施設を共用している場合は体育施設とする。
「**附属病院**」 病院としての建物全部の面積を回答する。ただし、1階と2階が病院で、3階は他の用途に充てられているような場合、その3階はそれぞれの用途により回答する。
「**寄宿舎**」 学生の寄宿舎及びそれに附属する建物も含めて回答する。
「**その他**」 山の家、合宿所、艇庫、セミナーハウス等いずれの用途区分にも属さないものを回答する。

「**学校建物の用途別面積のうち厚生補導施設(再掲)**」 学生の厚生補導の効果を発揮させる場となる大学会館・食堂等の福利施設、保健室・医務室・診療室等の保健管理施設、部室等の課外活動団体関係施設、山の家等の合宿研修施設を回答する。ただし、寄宿舎及び正課の体育に使用する体育施設を除く。

- 5 **学校建物の構造別面積** 次のように区分して回答する。
「**木造**」 外壁面又は屋根がモルタル塗でも、その建物の柱及び土台等が木造であれば木造とする。
「**鉄筋コンクリート造**」 鉄骨・鉄筋コンクリート造りも含める。
「**その他**」 コンクリートブロック造り、れん瓦造り、石造りのような細種造りなどであって、「木造」・「鉄筋コンクリート造」・「鉄骨造」以外の構造のものを含める。

「**学校建物の新築等増加の面積**」 学校建物について前年度間(令和7年5月2日から令和8年5月1日まで)の新築、改築、借用により増加した面積を回答する。**令和8年度に設置された学校は、この欄には回答しない**。

「**新築**」 全く新しく建築した建物や、従来の建物の全部又は一部を取り壊し、建物として建築した場合及び増築した建物を含める。
ただし、購入又は寄付による建物はこの欄から除外し、「購入又は寄付」に含める。

「**購入又は寄付**」 「新築」以外で購入又は寄付による建物面積を回答する。
「**用途変更等による増**」 所管換、所属替による増の外に借用した建物も含める。

7 **学校建物の被害等減少の面積** 学校建物について前年度間(令和7年5月2日から令和8年5月1日まで)の被害、売却、譲渡、借用した建物の返還により減少した面積を回答する。**令和8年度に設置された学校は、この欄には回答しない**。

「**全壊**」 建物が滅失したものをいう。全壊、流失も含める。
「**半壊**」 建物の構造部分が被害を受け、その部分を取り壊しなければ使用できないものをいう。半壊も含める。

「**改築、用途変更又は用途廃止等による減**」 建物をその学校以外の用途に恒久的に使用目的を変更したもの、改築のため取り壊したものの、売却、譲渡したものをいう。借用した建物を返還した場合も含める。ただし、災害によって、全壊、半壊したものは除外する。

8 **前年度の学校建物の面積** 令和7年度に報告した、学校建物の面積を回答する。令和8年度に設置された学校は、この欄には回答しない。

「**全壊**」 建物が滅失したものをいう。全壊、流失も含める。
「**半壊**」 建物の構造部分が被害を受け、その部分を取り壊しなければ使用できないものをいう。半壊も含める。

「**改築、用途変更又は用途廃止等による減**」 建物をその学校以外の用途に恒久的に使用目的を変更したもの、改築のため取り壊したものの、売却、譲渡したものをいう。借用した建物を返還した場合も含める。ただし、災害によって、全壊、半壊したものは除外する。

8 **前年度の学校建物の面積** 令和7年度に報告した、学校建物の面積を回答する。令和8年度に設置された学校は、この欄には回答しない。

回 答 後 の 確 認

- 1 「3 学校土地の用途別面積」、「4 学校建物の用途別面積」、「5 学校建物の構造別面積」、「6 学校建物の新築等増加の面積」及び「7 学校建物の被害等減少の面積」の内訳合計と計はそれぞれ一致する。
- 2 「5 学校建物の構造別面積」の「計(a)」の数値と「4 学校建物の用途別面積」の「計(a)」の数値は一致する。また、「計(a)」の数値は「8 前年度の学校建物の面積」に「6 学校建物の新築等増加の面積」を加え、更に「7 学校建物の被害等減少の面積」を差し引いた面積数と一致するか。(d + b - c = a)
※四捨五入により計が一致しない場合は、適宜切り上げ又は切り捨てをしても差し支えない。
- 3 **令和8年度に設置された学校は、「6 学校建物の新築等増加の面積」、「7 学校建物の被害等減少の面積」及び「8 前年度の学校建物の面積」は回答しない。**

学校経費調査票A

（国・公立短期大学
国・公立大学法人立高等専門学校）

調査票の取扱い

この調査票は、国立大学（併設の短期大学、附属学校、附属病院、附属研究所も含める。）、国立高等専門学校、公立大学（附属病院、附属研究所も含める。）、公立短期大学及び公立大学法人立高等専門学校は、学校ごとに2部ずつ作成する。そのうち1部は控えとし、他の1部は7月31日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。なお、国立大学・公立大学のうち「二つ以上の学部からなる大学」は学校経費調査票B（国・公立大学）と一緒に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回答上の注意

1 **学校経費の範囲** 令和6・7会計年度に当該学校の経費として支出された総額（決算額等）を回答する。したがって、当該学校で決算されなくても、当該学校の経費として支出された金額も含める。

2 **共通経費の取扱い** 支出された経費を、それぞれの学校別及び施設別に分離していないときは、決算報告書を参照してその支出された経費の実態により割り振る。それができないときには、次の方法により割り振る。

- 支出使途の主たる学校に回答する。
 - 主たる学校が当然としなときは、原則として各学校の決算額によりあん分する。
 - 各学校の決算額であん分することが不相当と思われるときには、在籍する学生生徒・児童教等の他の方法で比例配分しても差し支えない。
- 3 **金額の単位** 金額の単位は千円とし、千円未満は四捨五入する。

調査事項

1 **設置者別** 該当の□に✓点を入れる。

4 学校経費

A **消費的支出** 原則として年々経常的に支出する経費をいう。

a **人件費** 当該学校の教員及び職員に支給している給与（俸給（基本給）及び諸手当等）をいい、下記1及び2に含まれない人件費（受託研究・受託事業等に属するもの、パート、アルバイト等に対する賃金）、及び退職給付又はこれに類する経費はここに含まず、適宜他の適切な項目に計上する。

なお、「学生教職員等状況票」等の「4教員数（本務者）」、「5教員数（兼務者）」及び「6職員数」に相当する教職員の給与を回答する。

1 教員給与

(1) **本務教員の給与** 本務とは、当該学校に常勤として勤務する教員をいい、原則として辞令面によるが、これにより難い場合は俸給（基本給）を支給している方を本務とする。2か所以上から俸給（基本給）を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。また、俸給（基本給）が同額又は一括支給されている場合は、勤務時間数の多い方を本務とする。

教員とは、学長、副学長、校長、園長、教授、准教授、助教、講師（専任）、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、助手、実習助手及び専修学校、各種学校の専任教員である。ただし教務職員及び補助教員は除外する。

(2) **兼務教員の給与** 兼務とは本務でない教員で原則として辞令面による。

(3) **外国人教員の給与（公立学校（公立大学法人の設置する大学を除く）のみ）** 外国人講師等私的契約に基づく外国人教員の給与を回答する。ただし、地方公務員法第24条第5項に基づき定められた条例の適用を受けている外国人教員は、本務者なら「1本務教員の給与」に、兼務者なら「2兼務教員の給与」に含めて回答する。

2 職員給与

(1) **事務系職員の給与** 庶務、会計、人事等の事務に従事している者の給与を回答する。例えば、学部、研究所、研究室、教室に勤務しているも事務に従事している者の給与はこの欄に回答する。

(2) **技術技能系職員の給与** 技術・技能系職員とは、技術、技能に関する職務に従事している者（機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で、建築技術者、電気技術者、自動車運転手、工具、電話交換手等）の給与を回答する。

(3) **医療系職員の給与** 学生の健康管理の業務に従事している看護師、准看護師、薬剤師、栄養士並びに附属病院等に勤務する前記の職務に従事する者及び診療放射線技術、歯科衛生士、歯科技工士等の給与を回答する。ただし、学生、教職員の衛生活動に従事する職員（医師、看護師等）の給与は、「d補助活動事業費」「4その他の補助活動事業費」に含める。

(4) **教務系職員の給与** 学生の実験、実習、実技若しくは演習を指導している者で、教員でない者の給与を回答する。したがって、実際の職務内容は、助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の給与はこの欄に回答する。なお、教務課などで事務に従事している者の給与は、この欄から除外し「事務系」に含める。

(5) **その他の職員の給与** 前記以外の者で、例えば、守衛、巡視、用務員、調理師の業務に従事している者等の給与を回答する。

b **教育研究費** 教育及び研究のために支出した経費をいう。

1 **消耗品費** 教育研究のために支出した消耗品費（学部、研究所、研究室、教室使用分）を回答する。

2 **光熱水費** 教育研究のために支出した光熱水費（学部、研究科、研究室、教室使用分）を回答する。

3 **旅費** 教育研究旅費、外国旅費、受託研究旅費等の教育研究のため支出した旅費を回答する。

4 **その他の教育研究費** 上記以外で直接、教育研究のために支出した経費（印刷製本費、通信費、テレビ聴取料、諸謝金、賃金、学生用の医療費・給食費・復具経費等）下記の「c管理費」に該当しないもの。）を回答する。（主に学部、研究科、研究室、教室使用分）

c **管理費** 上記の「a人件費」及び「b教育研究費」以外の経費で当該学校の管理運営のために支出した経費をいう。

1 **消耗品費** 学校設備の維持及び事務用に支出した消耗品費を回答する。（主に本部事務局、学部、研究科、研究室の事務室使用分）

2 **光熱水費** 維持・管理のため支出した光熱水費を回答する。（主に本部使用分）

3 **旅費** 教育研究旅費を除いた職員旅費、赴任旅費等を回答する。

4 **修繕費** 土地の整備、建物・設備・備品の補修・修繕のために支出した経費を回答する。

5 **その他の管理費** 上記以外で当該学校の管理運営のために支出した経費を回答する。（例えば、通言語・通搬費、清掃費、賃金等「b教育研究費」に該当しないもの。）

d **補助活動事業費** 補助活動事業とは、正規の学校教育活動には含まれないが、それと密接な関係のある学校の事業であり、学生、教職員の福利や厚生補導を目的とする活動をいう。

1 **学生寄宿舎費** 学生の寄宿舎のために当該学校が支出した経費を回答する。「B寄宿舎指導員の給与も含める。ただし、寄宿舎の建築費、設備・備品費は、「B資本的支出」の該当する項目に含める。

2 **課外活動費** スポーツ、音楽等の学生の課外活動に当該学校が支出した経費を回答する。

3 **保健管理費** 定期健康診断、健康相談、感染症予防等の学生の健康管理に支出した経費を回答する。ただし、治療に要した経費は除く。

4 **その他の補助活動事業費** 学生、教職員の福利や厚生補導を目的として支出した経費のうちで、上のいずれの項目にも属さない経費をいう。例えば、職員保健管理費、職員厚生経費、諸謝金、大会会館運営費を回答する。

e **所定支払金** 上記「a人件費」から「d補助活動事業費」までの項目に含められない定期的に定額を支払う経費をいう。

1 **共济組合負担金** 教職員の共济組合負担金（長期・短期）を回答する。

2 **退職、死傷手当** 退職手当、公務災害補償費を回答する。

3 **その他の所定支払金** 上の項目に属さない所定支払金をいう。

例えば、土地建物借料、保険料、保管料、労災掛金、公租・公課費、長期借入金償還金を回答する。ただし、借料等でそのものの使用目的が明確なものは、「b教育研究費」、「c管理費」など該当する項目に含める。

f **その他の消費的支出** 消費的支出のうちで上記「a人件費」から「e所定支払金」までの項目に含まれない経費をいう。

例えば、学生募集費、財産処分事務費、移転費、一般の医療費・給食費・復具経費を回答する。

B **資本的支出** 資本的支出とは、土地、建造物、設備・備品を取得するため並びに設備・備品の取替え、補充のために支出した経費をいう。

a **土地費** 当該学校の敷地、実習地等の新規購入費、拡張のための土地購入費、整地のために支出した経費をいう。

b **建築費** 建造物（温室、プールも含める。）の新築、改築、模様替えのために支出した経費をいう。また、既存の建造物を購入した経費も含める。例えば、学校施設費、病院施設費、各所新営経費、実習船建造費を回答する。なお、設計謝金も便宜含める。

c **設備・備品費**

1 **教育・研究用設備・備品費** 教育・研究用の実験・実習器具、楽器、体育用具、機械器具、標本等の設備・備品の購入、取付け、運搬に支出した一切の経費を回答する。

2 **その他の設備・備品費** 上の項目以外の机、腰掛け、ストーブ、電話・消火器等の購入、取付け、運搬に支出した一切の経費を回答する。

d **図書購入費** 図書館、図書室、研究室又は教員室に備付けの図書のうち単行本、辞書等の備品の性格を持つものの購入費を回答する。ただし、消耗品の性格を有する図書、新聞、雑誌等の購入費は除外する。

C **積立金への支出** 契約保証金、入札保証金、その他の基金に充てるために積み立てた金額を回答する。ただし、退職給付引当金、貸倒引当金等は除外する。

5 **学校独自の収入** 令和6・7会計年度に納入された、当該学校独自の収入をいう。

1 **授業料** 授業料を回答する。

2 **入学金・検定料（入学試験料）** 入学金、検定料（入学試験料）を回答する。

3 **附属病院収入** 附属病院の収入を回答する。

4 **農場、演習林収入** 農場及び演習林の収入を回答する。

5 **寄付金収入・産学連携等研究収入** 寄付金、受託研究経費、受託研究員経費、受託事業経費による収入を回答する。

5のうち、**地方公共団体からの寄付収入（国立大学法人のみ）** 5に回答した収入のうち、地方公共団体からの寄付金を回答する。

6 **その他の収入** 1から5の項目に含まれない学内試験又は証明書発行、学位論文審査による手数料、家畜病院収入、宿舍貸付料、寄付料、文献複写料、固定資産売却収入、固定資産貸付け収入、長期借入金・国立学校法人等債収入等の学校独自の収入を回答する。ただし、補助金（運営費交付金、施設整備費補助金、科学研究費補助金（うち直接経費相当額）等）は除外する。

6 **公立学校の補助金** 都道府県立の大学及び短期大学では市町村からの補助金を、市町村立の大学、短期大学では国又は都道府県からの補助金を回答する。なお、公立大学法人の設置する大学、短期大学及び高等専門学校では、国、都道府県、市町村からの補助金（運営費交付金を含める。）を回答する。

令和8年度学校基本調査
 学校経費調査票B [国・公立大学]

税

統計法に基づく基礎統計調査

学校コード

令和7会計年度決算額

1 設置者別		2 所在地		3 学校名	
学部等の区分 □国立・公立 { □都・□道・□府・□県・□市町村・□公立大学法人 } (千 ー)					
項目名	符号	千円	千円	千円	千円
A 学費	1 教員給与				
	2 兼務教員の給与				
	3 外国人教員の給与				
	4 事務系職員の給与				
	5 技術系非常勤員の給与				
	6 医療系職員の給与				
	7 教務系職員の給与				
	8 その他の職員の給与				
	9 消耗品費				
	10 光熱水費				
B 学的支出	1 消耗品費				
	2 光熱水費				
	3 旅費				
	4 修繕費				
	5 その他の管理費				
C 学費支出	1 学生寄宿舎費				
	2 課外活動費				
	3 保健管理費				
	4 その他の補助活動事業費				
D 所定定額金	1 共済組合負担金				
	2 退職死傷手当				
	3 その他の所定支払金				
E その他の消費的支出	a 土地費				
	b 構築費				
F 資本的支出	c 備品費				
	d 図書購入費				
G 構立金への支出					
合計					
本部・図書・船舶その他					
合計 (a)					

(注)「合計(a)」は「学校経費調査票A」の「大学(a)」と一致する。

※印刷は文部科学省で記入する。

学校経費調査票B〔国・公立大学〕

調査票の取扱い

この調査票は、国立大学・公立大学のうち「二つ以上の学部からなる大学」が作成する。該当する大学はこの調査票を2部作成する。そのうち、1部を控えとし、他の1部を「学校経費調査票A」と一緒に、7月31日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。(所管課は総合教育政策局参事官(調査企画担当)付)

回答上の注意

1 学校経費の範囲

「学校経費調査票A」に回答された経費のうち、「大学」の欄の経費を、「学部」別及び「本部・図書館・その他」の別に区分して回答する。

2 共通経費の取扱い

- (1) 「教養部」として支出している経費がある場合には、入学定員により各学部にあん分する。
- (2) 各学部に予算を配分せず、本部で支出している経費であっても、本部固有の経費以外のものので学部に関する経費は、支出対象となった学部の経費として回答する。
- (3) 学長及び副学長の給与は「本部・図書館・その他」の欄に回答する。
- (4) 2学部以上で、一括して使用した経費については、経費支出の実態により割り振る。あん分には次のような方法がある。

イ 各学部で既に判明している経費の比によりあん分する。

例 「b-2教育研究費のうち光熱水費」について2学部(文学部・工学部)分として1,000千円支出している場合。

既に判明している「A消費的支出額」が、文学部34,500千円、工学部65,500千円であれば2学部の比は文学部34.5%、工学部65.5%となるので、この比で1,000千円をあん分して、文学部345千円、工学部655千円として取り扱う。

ロ 各学部の「A消費的支出額」であん分することが不適当と思われるときには、在籍する学生数によりあん分する。

例 「fその他の消費的支出」(学部使用分)について、2学部(経済学部・法学部)分として1,500千円支出している場合。

学生数が、経済学部900人、法学部600人であれば、2学部の比は、経済学部60%、法学部40%となるので、この比で1,500千円をあん分して、経済学部900千円、法学部600千円として取り扱う。

ハ 本部・図書館等学部以外で維持管理し、本部で支出している経費については、一括して「本部・図書館・その他」の欄に回答する。

回答後の確認

合計(a)は、「学校経費調査票A」の「大学(a)」と一致する。